

No	13-01
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者システム（市民まちづくり支援課）
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市市民まちづくり支援課
個人情報ファイルの利用目的	災害時において避難行動の支援を要する者を把握するため
記録される項目	氏名、個人番号、住所、所在、生年月日、年齢、性別、電話番号、世帯番号、続柄、行政区、小学校区、中学校区、民生委員番号、自治会、消防団、緊急連絡先（氏名、住所、関係、電話番号）、自力避難可否、介護・障害・難病の有無、介護度・有効期間、施設入所・入退所日、身体手帳・主障害種別・療育手帳・精神手帳・通院公費認定、住民基本台帳上65歳以上単身・75歳以上世帯、調査上65歳以上単身・75歳以上世帯、火災警報器・緊急通報装置・救急キット設置有無
記録される個人の範囲	避難行動要支援者
記録される個人情報の収集方法	要援護者名簿より
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input type="checkbox"/> 含まない <input checked="" type="checkbox"/> 含む
記録情報の経常的提供先	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市市民まちづくり支援課 （所在地）新発田市中心3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） <input type="checkbox"/> マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）